

Q5. 解雇予告義務（労基法 20 条）とはどのようなものですか？

使用者は、労働者を解雇しようとする場合においては、原則として、少なくとも 30 日前に解雇予告するか、30 日以上平均賃金（解雇予告手当）を支払わなければならない（労基法 20 条）。

解雇の 30 日前に予告すれば解雇予告手当を支払う必要はありませんし、30 日以上平均賃金（解雇予告手当）を支払えば、即時解雇することができます。

解雇の 10 日前に予告したのであれば、20 日以上平均賃金（解雇予告手当）を支払えば足りません。解雇の 20 日前に予告したのであれば、10 日以上平均賃金（解雇予告手当）を支払えば足りません。

解雇予告から解雇までの日数 + 解雇予告手当として支払われた平均賃金の日数 \geq 30 日であればよいことになります。

弁護士法人四谷麴町法律事務所

代表弁護士 藤田 進太郎